令和８年度　町民税・県民税（兼国民健康保険税）申告の案内

令和８年度町民税・県民税（令和７年分所得税の確定申告）の申告を行う時期となりました。

所得の申告は、町民税・県民税、国民健康保険税や介護保険料等の賦課資料となりますので、申告が必要な方は必ず申告をしてください。申告がない場合、所得証明書などの税務証明書の発行ができないほか、国民健康保険税の軽減が受けられないなどの影響がありますので、ご注意ください。

○お問い合わせ先

山田町役場　税務課　町民税係

TEL　0193-82-3111（内線 111、112）

※お願い※

年末調整や消費税の申告などに関するお問い合わせは町では分かりかねますので、税務署にお問い合わせください。

なお、日程が前年から変更となっています。詳しくはＰ５をご覧ください。

◆目次

Ｐ１・・・『申告しなければならない人』と『しなくてもいい人』は？
Ｐ２・・・町民税・県民税の申告が必要かどうかのフローチャート
Ｐ３・・・自分は所得税の確定申告が必要？
　　所得税の確定申告は『どこ』で『どうやれば』いいの？
Ｐ４・・・町民税・県民税の申告は『どこ』で『どうやれば』いいの？
　　簡易申告ができる人は？
Ｐ５・・・町の申告会場
Ｐ６・・・申告のときの持ち物は？
P10・・・よくある質問
P11・・・町民税・県民税の計算方法

◆『申告しなければならない人』と『しなくてもいい人』は？

次に該当する方は、申告は不要です。

1　収入が公的年金等のみの方で、公的年金源泉徴収票に記載してある控除以外の控除等を**追加・修正しない**場合

2　収入が１か所からの給与所得のみの方で、職場で年末調整しており、給与所得の源泉徴収票に記載してある控除以外の控除等を**追加・修正しない**場合

3　収入が２か所以上からの給与所得のみの方で、１つの職場ですべての給与を合算して年末調整しており、給与所得の源泉徴収票に記載してある控除以外の控除等を**追加・修正しない**場合

4　収入が無かった方で、町内に住民登録をしている方の税法上の扶養親族等となっており、所得証明書等が必要ない方

また、次のページにフローチャートを記載していますので、町民税・県民税の申告が必要かどうかを確認しましょう。

◆町民税・県民税の申告が必要かどうかのフローチャート

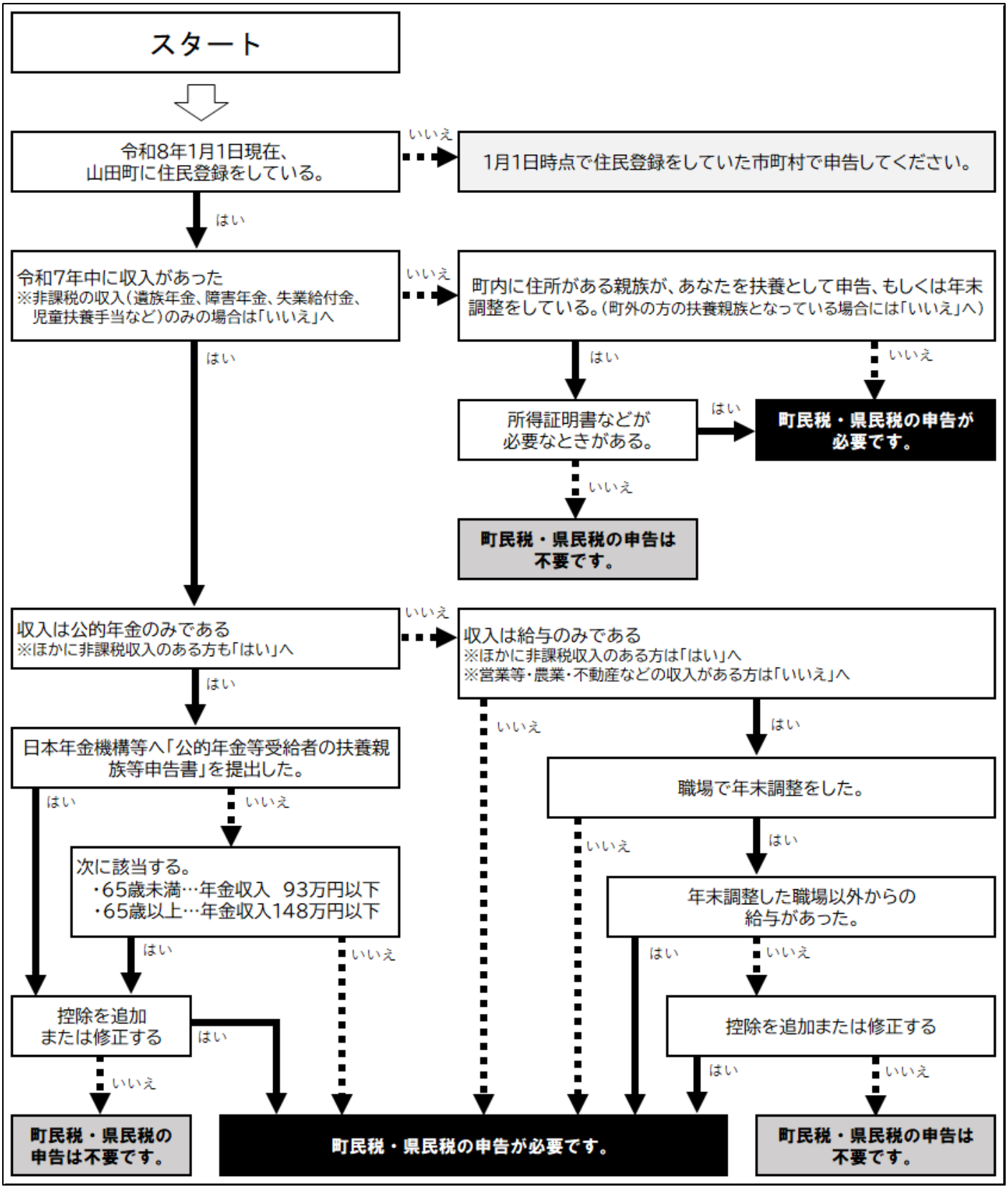

◆自分は所得税の確定申告が必要？

『確定申告をしなければならない場合』と『確定申告をすることができる場合』の主なものを掲載しています。
所得の状況等によっては該当しない場合があります。また、確定申告が不要であっても、町民税・県民税の申告が必要となる場合がありますので、ご注意ください。

1　確定申告をしなければならない主な場合

〇利子所得、配当所得、事業所得、不動産所得、給与所得、退職所得、山林所得、譲渡所得、一時所得又は雑所得（年金等）のある方は、これらの所得金額の合計額が所得控除額の合計額を超える場合

〇給与所得者で以下のいずれかに該当する場合

（1）給与の収入金額が 2,000 万円を超える場合

（2）１か所から給与をもらっている方で給与所得及び退職所得以外の所得の合計額が20万円を超える場合

（3）２か所以上から給与をもらっている方で「主たる給与以外の給与の収入金額」と「給与所得及び退職所得以外の所得」の合計額が20万円を超える場合（年末調整ですべて合算している場合は確定申告不要）

2　確定申告をすることができる主な場合

〇給与所得者で医療費控除などを受ける場合

〇住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合（給与所得者で年末調整において住宅借入金等特別控除を受けた場合を除く）

◆所得税の確定申告は『どこ』で『どうやれば』いいの？

所得税の確定申告を行うためには、主に次の方法があります。

	方法	備考
1	スマートフォンやパソコンからマイナンバーカードを使って行う方法。（おすすめ！）	申告期限内であれば、申告会場等に出向かずに、ご自宅など任意の場所・時間で申告することができます。令和７年分の確定申告は、１月上旬から申告できるようになる見込みです。
2	ご自身で確定申告書を作成し、郵送で提出する方法。	国税庁ホームページから作成することも可能です。郵送先は「〒020-0866　盛岡市本宮２丁目１－３　仙台国税局業務センター盛岡分室」です。
3	税務署が設置する申告会場に出向き、確定申告を行う方法。	スマートフォン等で予約が必要です。詳しくは税務署にお問い合わせください。
4	税理士などに依頼する方法。	詳しくは依頼する税理士などにご相談ください。
5	町が設置する申告会場で行う方法。	青色申告などの一部の申告は受け付けできません。また、申告期間外には町では確定申告の受付はできません。

※　いずれか１つの方法で確定申告をすれば、それ以外の方法で行う必要はありません。

◆町民税・県民税の申告は『どこ』で『どうやれば』いいの？

町民税・県民税の申告を行うためには、町の申告会場に来場し、申告する必要があります。また、今回から、町民税・県民税の申告についてもスマートフォンから行えるようになりました。詳しくは同封しているリーフレットや町ホームページなどをご覧ください。

なお、所得税の確定申告を行う方は、税務署から町に確定申告のデータが提供されるため、町民税・県民税の申告は不要となります。Ｐ３下段の１～４のいずれかの方法で確定申告をしていれば、町民税・県民税の申告は不要です。

町の申告会場で申告を行う方は、以下のとおり掲載していますので、ご確認ください。

Ｐ５・・・・・・会場・受付時間・日程表等
Ｐ６～Ｐ９・・・申告のときの持ち物

※　Ｐ２のフローチャートで、「町民税・県民税の申告は不要です」となった方は、申告不要です。

◆簡易申告ができる人は？

町民税・県民税の申告が必要な方で、以下のいずれかに該当する場合は、簡易申告書を提出することができます。

１　収入が無かった方
２　収入が給与のみで、その給与収入が１０３万円以下の方
３　収入が公的年金等と給与のみで、その収入が次に該当する方
（1）令和８年１月１日時点で６５歳以上の場合は、公的年金等収入が１１０万円、給与収入が６５万円
（2）令和８年１月１日時点で６５歳未満の場合は、公的年金等収入が６０万円、給与収入が６５万円

○非課税の収入があった方の場合
非課税の収入（遺族年金、障害年金、失業給付金、児童扶養手当など）は申告不要です。非課税の収入を除いたうえで、上記の１～３に該当するかどうか確認してください。
例１：遺族年金以外に収入はなかった方……簡易申告できます。（上記「１」に該当）
例２：障害年金のほかに８０万円の給与収入があった方…簡易申告できます。（上記「２」に該当）
例３：障害年金のほかに２０万円の雑収入があった方……上記のどれにも該当しないので、簡易申告はできません。町の申告会場で町民税・県民税の申告をしてください。

昨年、簡易申告を行った方には、簡易申告書と返信用封筒を送付します。ただし、今年も対象になるかどうかは、上記の要件を再度確認してください。また、簡易申告書が送付されない方で、上記に該当し簡易申告を希望される方には個別に郵送しますので、税務課町民税係（82-3111・内線 111 または 112）までご連絡ください。

※　Ｐ２のフローチャートで、「町民税・県民税の申告は不要です」となった方は、簡易申告も不要です。

◆町の申告会場

山田町税務課では、以下のとおり申告会場を開設します。混雑を避けるために、地区ごとに受付日を指定していますが、都合が悪い場合はほかの地区の受付日にお越しください。

※　前年から受付時間や日程が変わっていますので、ご確認ください。

会　　場：山田町中央公民館　２階　小ホール

受付時間：午前９時～午前１１時３０分、午後１時～午後３時

※１　**開場は午前８時４０分頃を予定**しています。開場前にいらした際は外でお待ちいただくことになりますので、各自防寒等の対策をお願いします。

※２　会場の混み具合等により、午前中に番号札を取って受付を済ませていても午後の申告開始となる場合や、午前１１時３０分より前に午前中の受付を締め切る場合があります。あらかじめご了承ください。

※３　日曜日の申告受付は、「会社勤めの方が平日申告に行くことが難しい」ということを想定して行っていましたが、スマートフォンで場所や時間を問わず申告ができるため、**今回から日曜日の申告受付は行いません。**

受 付 日：以下の表のとおりです。

月	火	水	木	金
2/9	2/10	**2/11**	2/12	2/13
長林、北長林、船越第1団地	森、上、森が丘、細浦、跡浜	**祝日**	山の内、前須賀、浦の浜	袴田、大沢川向、新開地、山谷、上条
2/16	2/17	2/18	2/19	2/20
船越（長林、北長林、山の内、前須賀、浦の浜、船越第1団地を除く）	中条、下条、浜川目	柳沢、沢田、北浜町	田の浜	白山、石峠
2/23	2/24	2/25	2/26	2/27
祝日	礼堂、中野、猿神、馬指野、白石、田子の木、落合、外山	勝山、八千代	大浦	田名部、新田、上豊間根
3/2	3/3	3/4	3/5	3/6
関谷、関口、内野	長崎一丁目、二丁目	曽根、内構、島田、長内、羽々の下、上下野、下下野、福土、馬鞍、船石、那智畑、繋	境田町、川向町、後楽町	飯岡第1地割、第13地割
3/9	3/10	**3/11**	3/12	3/13
長崎三丁目、四丁目	中央町	**申告休み**	飯岡第2～10地割	八幡町
3/16	今年の申告期限は3月16日です。期限内に申告しましょう。 （最終日は地区を特定せず、予備日として設けています。）			
予備日				

◎申告受付に関する注意事項

・税務課の窓口では受付できませんので、ご注意ください。ただし、完成された申告書の受領のみであれば可です。（内容の精査は行いません。）

・申告の内容によっては、税務署に案内する場合があります。

◆申告のときの持ち物は？

山田町の申告会場に来場される場合の持ち物です。１～７のうち、該当するものをすべてご持参ください。

※　**ご持参いただかない場合、申告受付ができません**ので、必要書類をそろえてから再度来場していただくことになります。

※　**基本的なものを掲載していますので、個別の事情によってはほかにも必要となる書類があります。気になる点がございましたら、事前に税務課にご相談ください。**

※　必要に応じて、職員が申告資料のコピーを取る場合がありますので、あらかじめご了承ください。

１　マイナンバーが分かるもの（申告する方全員分）

〇マイナンバーカードを持っている方……マイナンバーカード

〇マイナンバーカードを持っていない方…マイナンバーを確認できる書類と身分証明書（免許証等）

※　マイナンバーカードまたはマイナンバーを確認できる書類については、申告する方全員分が必要です。世帯内で代表の方が申告に来る場合、その方が持って来るようお願いします。

２　申告受付票

※　本手引きに同封しています。**申告する方の氏名、住所、生年月日やその他必要事項をあらかじめ記入してご持参ください。**

※　ご持参いただかない場合、会場にも備え付けてありますので、会場で記入してからの受け付けとなります。その場合、記入済みの方から優先して申告を受け付けますので、ご了承ください。

３　国税庁から「確定申告のお知らせ」が届いた方（該当する方全員分）

〇「確定申告のお知らせ」

※　該当する方には国税庁からハガキが送付されます。

４　所得税を納付する方または所得税の還付を受ける方（該当する方全員分）

〇通帳やキャッシュカードなど口座情報が分かるもの

〇その口座の届出印

※１　所得税の納付・還付について分からない場合は、念のためご持参ください。

※２　昨年も所得税を口座引落しにした方やキャッシュレス納付を利用している方は不要です。職員が納付方法を確認したときは、その旨お申し出ください。

５　所得税の予定納税をした方（該当する方全員分）

〇予定納税額が分かるもの（税務署から届く「予定納税額の通知書」や「確定申告のお知らせ」など。口座引落しをした方はそのことが記帳された通帳でも可。）

※　町では予定納税された金額は分かりませんので、該当の方は必ずご持参ください。ご持参いただかない場合、予定納税分を計上することができません。

6　所得の種類に応じて必要なもの（一例）

以下はあくまでも一例です。個別の事情によってはこれ以外にも必要となる書類があります。

所得の種類	必要書類等	備考
(1) 営業等所得者、農業所得者、不動産所得者	○その事業等に係る令和７年中の収入が分かるもの	◎帳簿や領収書、漁協からの水揚証明書や農協からの申告資料など。 ◎補助金などをもらっている場合は、補助金の決定通知など。
	○その事業等に係る令和７年中の支出が分かるもの	◎事業以外の領収書等は経費として認められません。
	◎ご自身で収支内訳書を作成して持参していただければ、上記の領収書等の書類は不要です。 **◎レシートのみを持参し、経費をまとめて来ない場合、申告受付をお断りする場合があります。**	
(2) 給与所得者	○給与所得の源泉徴収票	◎職場から町に給与支払報告書が提出されている場合でも、報告内容と源泉徴収票との確認を行いますので、持参していただくようお願いします。 ◎源泉徴収票が発行されない場合は、給与明細などを持参してください。ただし、所得税が源泉徴収されている場合は、源泉徴収票をお持ちいただけないと所得税の納付額が増える、または還付額が減ることになります。 ◎職場が源泉徴収票を交付してくれない場合、税務署にご相談ください。
(3) 年金所得者	○公的年金等の源泉徴収票	◎基本的に日本年金機構等から町に報告書が提出されていますが、まれに報告がない場合がありますので、持参していただくようお願いします。 ◎遺族年金・障害年金は非課税収入ですので、持参していただかなくても結構です。
(4) 土地や建物を売却した方で ①不動産業者の仲介または 個人間で売買した方	○売買契約書	
	○登記事項証明書	
	○売却した物件の取得費が分かるもの	◎土地・建物の取得代金、建物の建築代金、仲介手数料、収入印紙代、登記費用、不動産取得税など（不明な場合は不要です。ただし経費として計上できません。）
	○売却に要した費用の領収書等	◎仲介手数料、収入印紙代、登記費用、測量費など（ない場合は不要です。）

所得の種類	必要書類等	備考
(4) 土地や建物を売却した方で ②公共事業による土地等の収用があった方	○①不動産業者の仲介または個人間で売買した方と同じ書類	
	○公共事業用資産の買取り等の申出証明書	◎証明書がない場合、控除を受けられません。
	○公共事業用資産の買取り等の証明書	◎証明書がない場合、控除を受けられません。
	○収用等の証明書	◎証明書がない場合、控除を受けられません。
(5) 退職所得があった方	○退職所得の源泉徴収票・特別徴収票	◎退職所得があった方は、その内容を申告書に記載することとされています。
(6) その他の所得があった方	○その所得の支払が分かる支払調書や証明書等	◎「確定申告にお使いください」や「確定申告用」というような記載があるものはご持参ください。 ◎入金情報が記帳された通帳のみでは、受け付けできません。
	例1 ・シルバー人材センター分配金 ⇒シルバー人材センターからの支払証明書	
	例2 ・個人年金 ⇒受取先からの支払調書	
	例3 ・生命保険の満期返戻金や解約返戻金 ⇒生命保険会社からの支払調書	

7　受けたい控除の種類に応じて必要なもの（一例）

以下はあくまでも一例です。個別の事情によってはこれ以外にも必要となる書類があります。

なお、給与所得者が年末調整で適用している控除については、源泉徴収票に記載があるため、申告時に以下の書類は持参不要です。源泉徴収票はご持参ください。

控除の種類	必要書類等	備考
(1) 社会保険料控除、小規模企業共済等掛金控除	○支払った金額が分かる証明書や領収書	◎国民健康保険税のお知らせや国民年金保険料控除証明書または領収書など
(2) 生命保険料控除	○生命保険料控除証明書	◎通帳は認められません。証明書がない場合は控除を受けられません。
(3) 地震保険料控除	○地震保険料控除証明書	◎通帳は認められません。証明書がない場合は控除を受けられません。
(4) 勤労学生控除	○学生証または在学証明書など	
(5) 障害者控除	○障害等級の分かる手帳（障害者手帳）、または障害者控除対象者認定書など	◎障害年金の受給は障害者控除の要件ではありませんので、障害年金関係の書類は不要です。

控除の種類	必要書類等	備考
(6) 寡婦控除、 ひとり親控除	※お申し出ください。	◎適用の可否を確認できる場合は申し出のみでも可ですが、確認できない場合は書類等の提示をお願いすることがあります。
(7) 扶養控除、 特定親族特別控除、 配偶者控除、 配偶者特別控除	○扶養したい方や配偶者に収入がある場合、その収入が分かるもの（収入がなければ不要です）	◎町の申告会場以外で確定申告された方を扶養したい場合、確定申告書の控えをご持参ください。
	○町外に住民登録をしている方を扶養したい場合、その方の氏名と住所、マイナンバーが分かるもの	◎持参しない場合、扶養したい方の氏名、住所、生年月日等を聞き取りします。 ※前年も同じ方を扶養していた場合は左記の書類は不要です。
(8) 医療費控除	○自身が加入する健康保険から発行される「医療費のお知らせ」など	◎名称はご加入の健康保険によって異なります。
	○医療費控除の明細書	**◎ご自身で計算し、記入したものをご持参ください。持参されない場合、受付できません。** ※領収書のみ持参した場合、申告受付担当職員は計算しません。
(9) 寄附金控除	○自治体が発行する寄附金の受領書、または特定事業者が発行する寄附金控除に関する証明書	◎名称は自治体等によって異なります。 ◎給与所得者で、ふるさと納税のワンストップ特例の申請をした方は、申告をしない場合に限り特例が有効となります。控除の追加・修正などで申告をする場合、ワンストップ特例は無効となり、改めて寄附金控除を適用させなければなりませんので、ご注意ください。
(10) 住宅借入金等 特別控除 （２年目以降）	○（特定増改築等）住宅借入金等特別控除申告書	◎控除を適用して２年目以降の方には税務署から送付されています。
	○住宅取得資金に係る借入金の残高証明書	◎借り入れた金融機関から送付されます。
	◎控除の適用を受けようとする初年度の方は、ほかにも登記事項証明書や売買契約書などが必要になります。また、住宅が省エネ住宅などに該当する場合や中古住宅の購入等など、個別の要件によってさらに必要な書類があります。必要書類については国税庁のホームページ等をご確認ください。	

◆よくある質問

Ｑ１　年末調整をしている給与のほかに漁業の所得がありました。給与は年末調整しているので、漁業の申告のみすればいいのではないでしょうか？

Ａ１　所得税の確定申告や町民税・県民税の申告では、前年の課税所得をすべて合計して税額計算します。年末調整した給与と漁業の両方を申告し、税額を計算しなければなりません。

Ｑ２　年末調整をしている給与のほかに年金の所得がありました。給与は年末調整しており、年金から所得税が引かれているので、申告しなくてもいいでしょうか？

Ａ２　所得税の確定申告や町民税・県民税の申告では、前年の課税所得をすべて合計して税額計算します。年末調整した給与と年金の所得の両方を申告し、税額を計算しなければなりません。

Ｑ３　申告に必要な書類をなくしてしまいました。どうすればいいですか。

Ａ３　原則として再発行してもらってください。再発行の手続きは、税務課では対応できかねますので、発行元にお問い合わせください。

Ｑ４　医療費控除をすると、医療費が戻ってくるのですか。

Ａ４　医療費は戻ってきません。所得税の還付を受けられるか、所得税または町民税・県民税所得割の税額を下げることができるものです。所得税の納付も還付もない方や町民税・県民税所得割が非課税の方は、医療費控除をしなくても税額に影響はありません。

Ｑ５　年末調整をしましたが、年末調整が間違っていた場合、確定申告は必要ですか。

Ａ５　年末調整の間違いにより所得税納付額が少ない場合、確定申告をして清算しなければなりません。

Ｑ６　申告に必要な書類の準備ができていませんが、自分の住む地区の申告の日が近づいてきてしまいました。書類がそろっていなくても自分の住む地区の申告に行かなければなりませんか。

Ａ６　申告に必要な書類がそろっていなければ申告を受け付けることができませんので、書類がそろい次第、ご都合のよろしい日に申告にいらしてください。

Ｑ７　スマートフォンで確定申告をやってみたいのですが、どのようにすればいいですか。

Ａ７　国税庁では、ホームページに特設ページを掲載しているほか、動画サイトにスマートフォンでの申告のやり方をアップロードしていますので、そちらをご覧ください。

Ｑ８　所得税の引き落とし口座を登録しましたが、どの口座を登録したか分からなくなってしまいました。役場の税務課に問い合わせれば分かりますか。

Ａ８　税務課では分かりません。国税庁から通知される「確定申告のお知らせ」や通帳の記帳などで確認してください。

町民税・県民税の計算方法

町・県民税は前年の所得に対し課税されますので、令和７年中の所得及び控除について申告してください。

１　所得（所得金額＝収入金額－必要経費　※ただし、給与所得と公的年金等に係る雑所得は、別な方法により所得を算出します）

種　類	内　　容
営業等所得	○漁業、製造業、小売業、建設業、サービス業、大工、外交員などの事業により生ずる所得
農業所得	○米・麦・野菜・花・果樹などの生産や栽培などによる所得
不動産所得	○不動産（地代、家賃、駐車場）の貸付、土地や家屋の権利金などによる所得
利子所得	○公社債や預貯金の利子、公社債投資信託の収益の分配などによる所得
配当所得	○株式や出資金などの配当、剰余金の分配、証券投資信託の収益の分配などによる所得
給与所得	○給料、賃金、賞与などによる所得 給与収入金額とは、手取額ではなく社会保険料・源泉徴収税額などを差し引く前の金額です。

給与所得の計算方法

給与等の収入金額の合計額（A）		給与所得控除の額 （以下の額を給与収入から減じたものが給与所得）
1,900,000 円まで		65 万円
1,900,001 円から	3,600,000 円まで	（A）×30%＋8 万円
3,600,001 円から	6,600,000 円まで	（A）×20%＋44 万円
6,600,001 円から	8,500,000 円まで	（A）×10%＋110 万円
8,500,001 円以上		195 万円

なお、給与収入が 190 万円超～660 万円未満の場合は、国税庁が公表している「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」を参照することになります。

雑所得	○**公的年金等**（厚生年金・国民年金・共済年金など）**に係る雑所得** ※障害年金や遺族年金は非課税 ○**業務に係るもの**（シルバー人材センター配分金、原稿料、講演料など副業に係る収入のうち営利を目的とした継続的なもの）**に係る雑所得** ○**その他（上記以外のもの）の雑所得**　※生命保険契約等の年金（個人年金）など

公的年金等に係る雑所得の計算方法

公的年金等の収入金額から、次の表で対応する控除額を差し引いたものが公的年金等に係る雑所得の金額になります。（例：70 歳の方で公的年金等の収入金額が 200 万円の方は、110 万円を差し引いた 90 万円が公的年金等に係る雑所得となります。）

年金受給者の年齢	公的年金等の収入金額（B）	公的年金等控除額（以下の額を年金収入から減じたものが公的年金等に係る雑所得）		
		公的年金等雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
		1,000 万円以下の場合	1,000 万円超 2,000 万円以下の場合	2,000 万円超の場合
65 歳以上	3,300,000 円以下	1,100,000 円	1,000,000 円	900,000 円
	3,300,000 円超 4,100,000 円以下	（B）×25%＋275,000 円	（B）×25%＋275,000 円	（B）×25%＋75,000 円
	4,100,000 円超 7,700,000 円以下	（B）×15%＋685,000 円	（B）×15%＋585,000 円	（B）×15%＋485,000 円
	7,700,000 円超 10,000,000 円以下	（B）×5%＋1,455,000 円	（B）×5%＋1,355,000 円	（B）×5%＋1,255,000 円
	10,000,000 円超	1,955,000 円	1,855,000 円	1,755,000 円

次ページに続く

種　類	内　　容

前ページの続き

年金受給者の年齢	公的年金等の収入金額（B）	公的年金等控除額（以下の額を年金収入から減じたものが公的年金等に係る雑所得） 公的年金等雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
		1,000 万円以下の場合	1,000 万円超 2,000 万円以下の場合	2,000 万円超の場合
65 歳未満	1,300,000 円以下	600,000 円	500,000 円	400,000 円
	1,300,000 円超 4,100,000 円以下	（B）×25%＋275,000 円	（B）×25%＋275,000 円	（B）×25%＋75,000 円
	4,100,000 円超 7,700,000 円以下	（B）×15%＋685,000 円	（B）×15%＋585,000 円	（B）×15%＋485,000 円
	7,700,000 円超 10,000,000 円以下	（B）×5%＋1,455,000 円	（B）×5%＋1,355,000 円	（B）×5%＋1,255,000 円
	10,000,000 円超	1,955,000 円	1,855,000 円	1,755,000 円

譲渡所得	○機械、船舶、車両、ゴルフ会員権などの資産の譲渡による所得
一時所得	○生命保険契約等に基づく一時金、損害保険契約等に基づく満期返戻金、懸賞の賞金品など
分離課税所　得	○土地、建物等の譲渡による所得（所有期間により短期・長期に区分されます。） ○株式等の譲渡所得等 ○上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択したもの） ○商品先物取引に係る雑所得 ○山林の伐採または譲渡による所得

2　所得控除（所得から差し引かれる金額）

種　類	内　　容
社会保険料控　除	○前年中に支払った社会保険料（国民健康保険税、国民年金保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料など）の合計金額について、控除を受けることができます。 ◇控除額：社会保険料の合計金額 ※国民健康保険税などが年金から天引きされている場合は、年金受給者本人のみ控除できます。
小規模企業共済等掛金控除	○前年中に支払った小規模企業共済掛金、確定拠出年金掛金、心身障害者扶養共済掛金の掛金額の合計金額について、控除を受けることができます。 ◇控除額：小規模企業共済等掛金の合計金額
生命保険料控　除	○前年中に申告者や申告者の親族を受取人とする生命保険契約等に基づいて支払った保険料や一定の要件にあてはまる個人年金保険の支払い保険料を基に、一定の控除を受けることができます。

◇控除額の計算

A　新契約（平成 24 年 1 月 1 日以降に締結した保険契約等）
①新生命保険料、②新個人年金保険料、③介護医療保険料

年間の支払保険料等	控除額
12,000 円以下	支払保険料等の金額
12,000 円超 32,000 円以下	支払保険料等×1/2＋6,000 円
32,000 円超 56,000 円以下	支払保険料等×1/4＋14,000 円
56,000 円超	一律 28,000 円

B　旧契約（平成 23 年 12 月 31 日以前に締結した保険契約等）
④旧生命保険料、⑤旧個人年金保険料

年間の支払保険料等	控除額
15,000 円以下	支払保険料等の金額
15,000 円超 40,000 円以下	支払保険料等×1/2＋7,500 円
40,000 円超 70,000 円以下	支払保険料等×1/4＋17,500 円
70,000 円超	一律 35,000 円

※①～⑤の区分ごとに上記の計算式により控除額を計算する

次ページに続く

種　類	内　容

前ページの続き

①新生命保険料控除額（上限28,000円）
④旧生命保険料控除額（上限35,000円）　→　一般生命保険料控除額
両方ある場合①+④（上限28,000円）

②新個人年金保険料控除額（上限28,000円）
⑤旧個人年金保険料控除額（上限35,000円）　→　個人年金保険料控除額
両方ある場合②+⑤（上限28,000円）

③介護医療保険料控除額（上限28,000円）　→　介護医療保険料控除額

→　生命保険料控除額（上限70,000円）

※A（新契約）とB（旧契約）の両方に控除額がある場合は、A、Bそれぞれの計算式で求めた金額の合計額となります。（各控除の上限は28,000円で、合計額の上限は70,000円です。）

地震保険料控除

○前年中に支払った保険料を基に一定の控除を受けることができます。

◇控除額の計算

地震保険料	控除額
支払った保険料の金額が50,000円以下	支払った保険料の金額×1/2
支払った保険料の金額が50,000円超	25,000円

旧長期損害保険料	控除額
支払った保険料の金額が5,000円以下	支払った保険料の金額
支払った保険料の金額が5,000円超15,000円以下	支払った保険料の金額×1/2＋2,500円
支払った保険料の金額が15,000円超	10,000円

※地震保険料と旧長期損害保険料の両方に控除額がある場合は、上記それぞれの計算式で求めた金額の合計額となります。（合計額の上限は25,000円です。）

勤労学生控除

○大学や高校などの学生等で、自己の勤労に基づく給与所得等があり、合計所得金額が85万円以下で、合計所得金額のうち給与所得等以外の所得が10万円以下の方が控除を受けられます。

◇控除額260,000円

障害者控除

○申告者が身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳や障害者控除対象者認定書などの交付を受けているほか、一定の要件に該当する場合、障害者控除を受けることができます。また、同一生計配偶者や扶養親族が上記の対象になる場合、申告者も障害者控除を受けることができます。

◇控除額260,000円（特別障害者は300,000円、同居特別障害者の場合は530,000円）

※特別障害者とは、身体障害者手帳１～２級、精神障害者保健福祉手帳１級、療育手帳Ａの方などをいいます。

障害者控除対象者認定書について

身体障害者手帳等を持たない方でも、65歳以上で介護保険の要介護認定を受けている方が「障害者に準じるもの」として町長の認定を受けた場合には、障害者控除の対象となります。該当する方には、長寿福祉課から「障害者控除対象者認定書」が発行されます。

認定書については、長寿福祉課介護保険係へお問い合わせください。

寡婦控除

○次のいずれかに該当する女性の方が控除を受けることができます。

①夫と離婚した後婚姻をしておらず、扶養親族がいる人で、合計所得金額が500万円以下の方

②夫と死別した後婚姻していない人または夫の生死が明らかでない一定の人で、合計所得金額が500万円以下の方（この場合は、扶養親族の要件はなし。）

※いずれも、「夫」とは、民法上の婚姻関係にあった方を言います。

◇控除額260,000円

<table>
<tr><th>種　類</th><th>内　　容</th></tr>
<tr><td>ひとり親
控　　除</td><td>〇次の要件全てに当てはまる方が控除を受けることができます。
●その人と事実上の婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の人がいない方。
●生計を一にする子がいること。この場合の子は、その年分の総所得金額等が 58 万円以下で、ほかの人の同一生計配偶者や扶養親族になっていない人に限られます。
●合計所得金額が 500 万円以下であること。
◇控除額 300,000 円</td></tr>
<tr><td>同一生計
配 偶 者</td><td>〇次の要件全てに当てはまる方を同一生計配偶者として申告することができます。
●申告者と生計を一にしている。
●民法の規定による配偶者である。（いわゆる「内縁関係の方」は該当しません。）
●青色事業専従者・事業専従者（白色）ではない。
●ほかの方の扶養親族になっていない。
●合計所得金額が 58 万円以下である。</td></tr>
<tr><td>配偶者控除</td><td>〇同一生計配偶者のうち、申告者の合計所得金額が1,000万円以下であれば、控除対象配偶者として申告することができ、配偶者控除を受けることができます。
◇配偶者控除の額
<table>
<tr><th rowspan="2">申告者の合計所得金額</th><th colspan="2">配偶者の区分</th></tr>
<tr><th>控除対象配偶者
（右記以外の配偶者）</th><th>老人控除対象配偶者
（年齢 70 歳以上の配偶者）</th></tr>
<tr><td>900 万円以下</td><td>33 万円</td><td>38 万円</td></tr>
<tr><td>900 万円超 950 万円以下</td><td>22 万円</td><td>26 万円</td></tr>
<tr><td>950 万円超 1,000 万円以下</td><td>11 万円</td><td>13 万円</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>配偶者特別
控　　除</td><td>〇申告者の前年中の合計所得金額が1,000万円以下で、生計を一にする配偶者の合計所得金額が58万円を超え133万円以下であれば、配偶者特別控除を受けることができます。
◇配偶者特別控除の額
<table>
<tr><th rowspan="2">配偶者の合計所得金額</th><th colspan="3">申告者の合計所得金額</th></tr>
<tr><th>900 万円以下</th><th>900 万円超
950 万円以下</th><th>950 万円超
1,000 万円以下</th></tr>
<tr><td>58 万円超　100 万円以下</td><td>33 万円</td><td>22 万円</td><td rowspan="2">11 万円</td></tr>
<tr><td>100 万円超　105 万円以下</td><td>31 万円</td><td>21 万円</td></tr>
<tr><td>105 万円超　110 万円以下</td><td>26 万円</td><td>18 万円</td><td>9 万円</td></tr>
<tr><td>110 万円超　115 万円以下</td><td>21 万円</td><td>14 万円</td><td>7 万円</td></tr>
<tr><td>115 万円超　120 万円以下</td><td>16 万円</td><td>11 万円</td><td>6 万円</td></tr>
<tr><td>120 万円超　125 万円以下</td><td>11 万円</td><td>8 万円</td><td>4 万円</td></tr>
<tr><td>125 万円超　130 万円以下</td><td>6 万円</td><td>4 万円</td><td>2 万円</td></tr>
<tr><td>130 万円超　133 万円以下</td><td>3 万円</td><td>2 万円</td><td>1 万円</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>扶 養 控 除</td><td>〇令和７年12月31日（年の中途で死亡した方は、その死亡の日）現在、申告者と生計を一にする前年中の合計所得金額が58万円以下の配偶者以外の親族を扶養親族として申告することができ、そのうち16歳以上の方については控除対象扶養親族となり、区分に応じて控除を受けることができます。
※青色事業専従者・事業専従者（白色）は該当しません。
※16歳未満の扶養親族（年少扶養親族）についての扶養控除は廃止されましたが、非課税判定等は16歳未満の扶養親族の数も含めます。
次ページに続く</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>種　類</th><th>内　　容</th></tr>
<tr><td>扶養控除</td><td>前ページの続き

◇控除額
<table>
<tr><th>区　　分</th><th>控除額</th></tr>
<tr><td>特定扶養親族（19歳以上23歳未満の方）</td><td>450,000円</td></tr>
<tr><td>老人扶養親族（70歳以上の方）</td><td>380,000円</td></tr>
<tr><td>同居老親等扶養親族（70歳以上の直系尊属で同居している方）</td><td>450,000円</td></tr>
<tr><td>上記以外の扶養親族（16歳以上で上記以外の方）</td><td>330,000円</td></tr>
</table>
※同居老親等とは、老人扶養親族のうち申告者または申告者の配偶者の直系尊属(両親、祖父母等)で、申告者または申告者の配偶者のいずれかと同居を常況としている方をいいます。</td></tr>
<tr><td>特定親族
特別控除</td><td>○令和７年12月31日（年の中途で死亡した方は、その死亡の日）現在、特定親族を有する人は、特定親族特別控除が受けられます。
※特定親族とは、申告者と生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族（配偶者、青色事業専従者・事業専従者（白色）を除く）で合計所得が58万円超123万円以下の人を言い、いわゆる「里子」も含まれます。
※１人の特定親族について、控除を受けられるのは１人までです。(例：特定親族に該当する方が１人いる場合において父が特定親族特別控除を受けた場合、母はその方での特定親族特別控除を受けることはできません。)
◇控除額
<table>
<tr><th>特定親族の合計所得金額</th><th>特定親族特別控除の控除額</th></tr>
<tr><td>58 万円超　95 万円以下</td><td>45 万円</td></tr>
<tr><td>95 万円超 100 万円以下</td><td>41 万円</td></tr>
<tr><td>100 万円超 105 万円以下</td><td>31 万円</td></tr>
<tr><td>105 万円超 110 万円以下</td><td>21 万円</td></tr>
<tr><td>110 万円超 115 万円以下</td><td>11 万円</td></tr>
<tr><td>115 万円超 120 万円以下</td><td>6 万円</td></tr>
<tr><td>120 万円超 123 万円以下</td><td>3 万円</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>雑損控除</td><td>○前年中に災害、盗難などにより住宅や家財などに損失を受けたとき、一定の金額について、控除を受けることができます。</td></tr>
<tr><td>医療費控除</td><td>前年中に申告者や申告者と生計を一にする親族のために支払った医療費で、次のうちいずれか低いほうの額を上回る金額について、控除を受けることができます。(最高2,000,000円)
①(支払った医療費－保険金や医療費助成等による補てん金)－総所得金額等の合計額×５%
②100,000円
◆セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）
（支払った対象医薬品購入費－保険金や医療費助成等による補てん金）－ 12,000円＝ 控除額(最高88,000円)
※この特例は、通常の医療費控除との選択です。重複して受けることはできません。</td></tr>
<tr><td>基礎控除</td><td>○本人の合計所得金額に応じて、それぞれ以下の基礎控除を受けることができます。
<table>
<tr><th colspan="2">合計所得金額</th><th>基礎控除額</th></tr>
<tr><td colspan="2">24,000,000円以下</td><td>430,000円</td></tr>
<tr><td>24,000,000円超</td><td>24,500,000円以下</td><td>290,000円</td></tr>
<tr><td>24,500,000円超</td><td>25,000,000円以下</td><td>150,000円</td></tr>
<tr><td colspan="2">25,000,000円超</td><td>0円</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

3　税額の計算方法・税率

町民税･県民税の税額は、均等割額と所得割額の合計額です。
均等割額は定額で、所得割額は前年中の所得金額から所得控除額を差し引いた金額で計算します。
年税額は次の図式によって算出します。

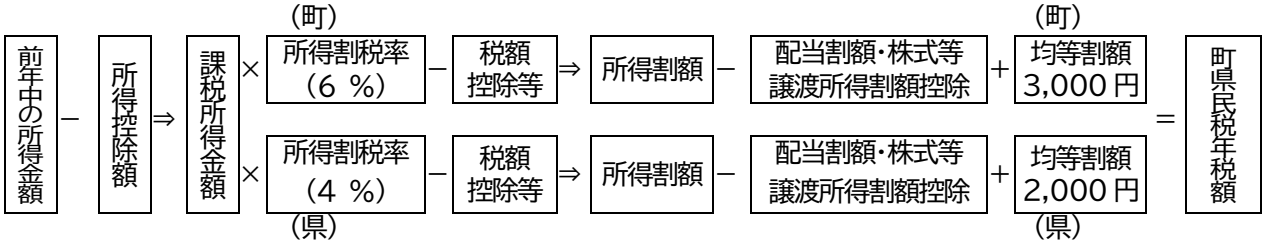

※　令和６年度より、町民税・県民税の均等割が課税される方は、
国税である森林環境税（1,000 円）も課税となります。

4　町民税・県民税の非課税基準

〇次に該当する方は、町民税・県民税が非課税となります。

(1) 生活保護法によって生活扶助を受けている方
(2) 障害者、未成年者、寡婦又はひとり親で、前年中の合計所得が 135 万円であった方
※　障害者、寡婦又はひとり親は、申告によりそれぞれの控除を適用していることが条件です。
(3) 前年中の本人の合計所得が次の表に掲げる所得以下の方

扶養親族等を有しない場合	３８万円
扶養親族等を有する場合	２８万円 ×（扶養親族等の数 ＋ １）＋ ２６万８千円

※扶養親族等とは、税法上の同一生計配偶者・扶養親族をいいます。なお、配偶者特別控除の対象となる方や特定親族特別控除の対象となる方は税法上の同一生計配偶者・扶養親族ではありません。

〇次に該当する方は、町民税・県民税の所得割が非課税となります。（均等割は課税となります。）

前年中の本人の合計所得が次の表に掲げる所得以下の方

扶養親族等を有しない場合	４５万円
扶養親族等を有する場合	３５万円 ×（扶養親族等の数 ＋ １）＋ ４２万円

※扶養親族等とは、税法上の同一生計配偶者・扶養親族をいいます。なお、配偶者特別控除の対象となる方や特定親族特別控除の対象となる方は税法上の同一生計配偶者・扶養親族ではありません。